

江東区事業継続計画(震災編) 令和5年度改定概要

I 江東区事業継続計画改定の趣旨

江東区では、大規模な震災に見舞われ行政機能が低下する中であっても、区の責務を果たすため、優先すべき業務や事前対策等を明記した「江東区事業継続計画(震災編)(以下「区BCP(震災編)」とする。)」を平成24年3月に策定した。

このたび、内閣府(防災担当)が令和5年5月に「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」を見直したこと及び令和4年5月に東京都が公表した首都直下地震等における新たな被害想定や最新の関係法令・関連計画等を検証し、江東区地域防災計画を令和5年度に改定したことに伴い、修正を行った。

II 区BCP(震災編)改定の意義・役割

1 多方面からの支援を最大限活用するための庁内体制の整備

大都市における震災である阪神・淡路大震災のみならず近年発生した東日本大震災や熊本地震等の大規模災害時において、多くの自治体が災害対応に際して、指揮命令系統の混乱や優先的に対応する業務の判断の難しさ、職員(応援者含む)の執務環境や生活環境の確保が難しいなどにより、十分な対応ができない事例が発生した。その中には、事業継続計画を策定した直後の自治体もあったが、そこでも十分な対応ができなかった。

このため、今回の計画の改定にあたっては、これまでの計画の問題点を解決しながら、個々の業務の継続性を高めることで、区役所全体の災害対応力の向上につなげる事が求められる。

2 改定作業を契機とした職員の意識改革

本計画は、災害発生時に全ての担当課・担当職員が何をしなければならないかについて記した計画である。直近では平成28年度に計画が改定され、具体的な非常時優先業務の洗い出しやその業務内容、必要な資源について整理がされたところであるが、それから6年が経過していることから、改めて庁内調査等を実施し、全ての部課職員が自ら考え手を動かしてもらうことで、災害時に実施すべき内容について意識する契機として位置づける。

3 改定作業を通じた関係機関との連携体制の見直しと強化

非常時優先業務を実施する際には、行政機関だけではなく民間事業者の協力を得ることが必要不可欠であり、民間事業者との間の連携体制の構築が必要である。

計画の改定作業を通じて、各部課における非常時優先業務を実施する上で必要な民間事業者との連携体制における具体のプロセスを整理し、必要に応じてその内容の見直しなど、体制の強化につなげる。

III 区BCP(震災編)の改定方針

1 従前計画の改善すべき主要点

(1) 全庁統一の非常時優先業務の選定基準がない

これまでの計画では、非常時優先業務の抽出が行われているが、その全庁的な選定基準が明記されていない。災害時には不測の事態となることもあるため、全庁統一基準を明確にした上で、計画策定時の非常時優先業務を選定し、実際の災害発生時にも、判断に迷った場合に意思決定をする拠り所とできるようにする。

(2) 発災時のよりシビアな状況を想定した計画づくり

非常時優先業務ごとに「業務概要」「業務担当」「人員規模」「実施期間」「必要な資源」等を整理し、災害発生時に迅速に対応できるように定めているが、人員不足や必要な資源が確保できない状況になったときの対策は定められておらず、非常時優先業務を継続的に実施する実効的な計画にすることが必要である。

これまでの計画の「第5章 事前対策に関して(令和5年度修正版では「事業継続に必要な各種環境・資源の確保」に変更)にそれぞれの対策が記されているが、現状の課題を中長期的に改善するための計画となっており、執務室や電力、飲料水・食料等、情報システム機能に支障があった場合の災害時の対応策等について検討が必要である。

このため、必要な資源が確保できない場合の代替確保方策や、参集人員が想定より少ない場合の更なる非常時優先業務の絞り込み順位などを明確にする。

2 改定の基本方針

(1) 新たな被害想定や最新の関連法令、関連計画をふまえた改定

これまでの区BCP(震災編)をもとに、令和4年5月に東京都が公表した首都直下地震等における新たな被害想定や最新の関係法令・関連計画等を検証し、その内容を区BCP(震災編)改定に生かす。

① 想定災害

区BCP(震災編)の前提とする地震は、令和4年5月に東京都防災会議が発表した「東京都の新たな被害想定 ～首都直下地震等による東京の被害想定～」における「都心南部直下地震」とする。

その地震の発生条件・被害想定は、次表のとおりである。

図表 1 都心南部直下地震による被害の概要(江東区)

項目	想定値
規模	マグニチュード7.3
震度	震度6強(84.4%)、震度7(13.7%)など
建物全壊	9,700棟(うち火災3,100棟)
死者	401人(うち建物倒壊298人≒74%)
負傷者(うち重傷者)	8,091人(うち建物倒壊7,010人≒87%) (1,244人)

図表 2 ライフライン被害と復旧期間(江東区)

項目	被害想定	復旧日数(目安) ※東京都全体が復旧に要する日数
電気(停電率)	38.6%	4日
電話(不通率)	7.3%	4日
上水道(断水率)	52.4%	17日
下水道(管きよ被害率)	6.6%	21日
ガス(供給停止率)	100.0%	6週間

② 関連計画等の改定

a)内閣府のガイドライン

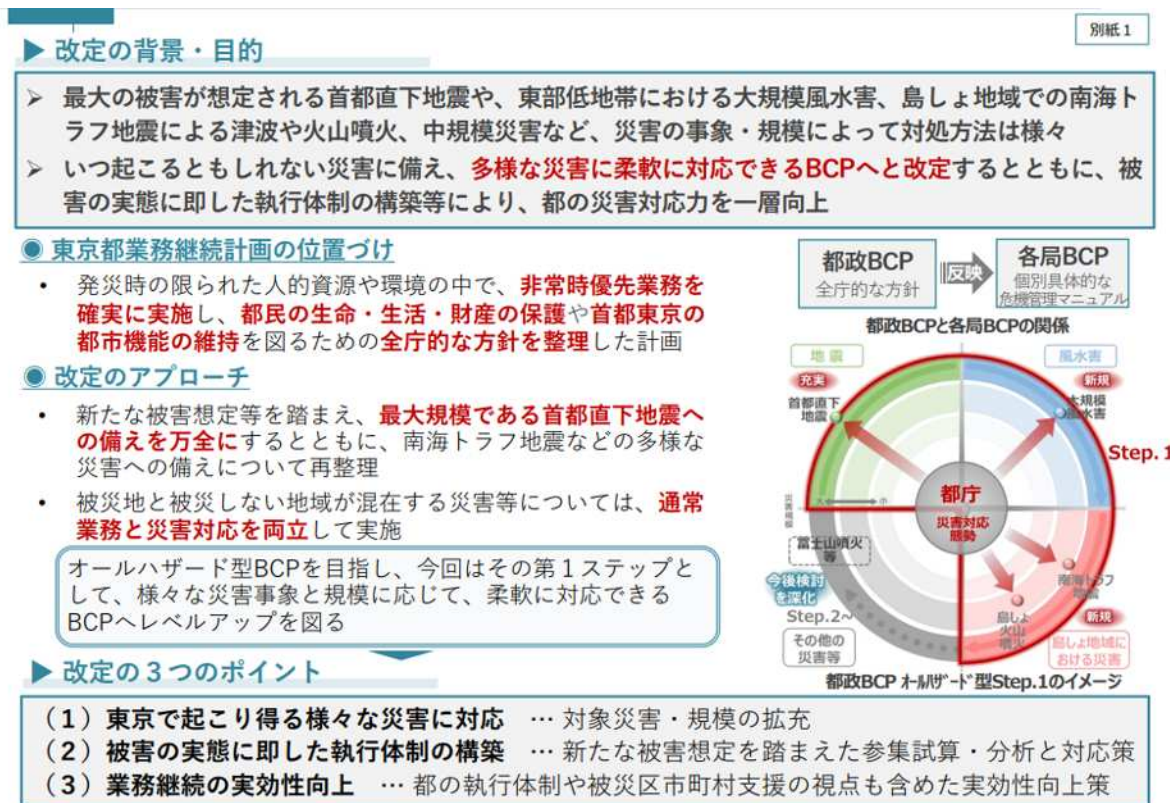
内閣府は、業務継続計画を策定するだけでなく、重要6要素を網羅するとともに、点検や訓練の仕組みを充実させること等により、より実効性の高い業務継続計画策定に向けた継続的改善(BCM)を重視し、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」(令和5年5月)を改定した。

b)東京都業務継続計画

東京都は、東日本大震災及び熊本地震等の災害から得られた教訓を踏まえ、平成29年12月に「東京都業務継続計画(都政のBCP)」を改定した。

令和5年11月には、首都直下地震に加え、大規模風水害や、島しょ地域における津波や火山噴火など、東京で起こり得る様々な危機に柔軟に対応できるBCPとして、「東京都業務継続計画(都政BCPオールハザード型Step. 1)」を改定した。

図表 3 (参考)東京都業務継続計画の改定概要



(資料)東京都業務継続計画(都政BCP オールハザード型Step. 1)の改定について

(2) 震災が発生したときに江東区災害対策本部機能をより迅速に発揮できる計画に改定

首都直下地震等の地震災害が発生した際に、被災状況に応じて適切に非常時優先業務を実施し、区の災害対策本部機能を発揮できるようにするための計画として改定する。

具体的には、庁舎や区域が大きな被害を受けても、必要な対策を迅速に実施できるように次の視点で改定を行う。

- ① 業務委託による、専門的知見を活用した区BCP(震災編)の総点検を実施することにより、計画の実効性と課題を改めて把握する。
- ② 職員の参集条件をより実災害を想定したものとする。
- ③ 全庁統一の非常時優先業務の選定基準を設定する。
- ④ 非常時優先業務の実施に必要な人的資源を明らかにする。
- ⑤ 代替順位は、本部長(区長)に加え、部長級まで明記する。
- ⑥ 部を越えた人員の再配置ができる仕組みを明記する。
- ⑦ 執務室や電力、飲料水・食料等、情報システム機能に支障があった場合の現時点で取り得る対策を記載する。
- ⑧ 非常時優先業務の遂行に必要な人材や資源を整理するだけでなく、それらの確保に支障があった場合に現状で取り得る対応策を記載する。
- ⑨ 上記を含め、非常時優先業務の中での優先順位の決定、人の配置の決定など災害時のマネジメントができる計画とする。

(3) 災害発生時に多数の職員が動けるよう、全庁的な取り組みによる改定作業

事業継続計画の策定・改定で最も重要なことは、職員全員がそのプロセスに関わることである。都心南部直下地震が発生した場合、江東デルタ地帯の軟弱地盤で甚大な建物被害や人的被害が想定されており、多数の区職員が被災する可能性がある。また、区の大半の地域で液状化が発生する可能性が高く、想定以上に道路通行に支障が生じる可能性もあり、職員参集が十分にできないことも考えられ、区役所が一丸となって災害対応を実施することが求められる。

今回の計画改定業務を、区職員全員の防災・減災の取り組みや非常時の事業継続への意識を高める機会と捉え、全庁的視点からの非常時優先業務の選定や限られた資源の中でどういった業務を優先して実施すべきかの考え方について、職員全員で共通認識を持つようにしていく。全庁的な視点からの検討過程を通じることによって、職員が異動をした後でも、新しい職場でも全庁的な視点から優先すべき業務を遂行できる対応策にもなる。

(4) 平常時から必要な対策の進捗管理を行うための仕組みの強化

本区では、事業継続管理委員会を立ち上げ、全庁的な事業継続管理における取り組み計画の策定や実施の進捗管理を行っている。区全体の事業継続力を向上するために、この仕組みを強化していく。

IV 改定計画の概要

1 計画の基本方針

区は、震災時において次の方針に基づいて事業継続を図るものとする。

- 地震による甚大な被害が発生した場合は、区民の生命、身体、財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、地域防災計画による災害応急対策業務を最優先に遂行する。
- 地震発生から72時間までは、人命に係る災害応急対策業務に重点を置くため、区民生活、施設等の維持管理に著しい影響を与える通常業務以外は一旦停止する。
- 休止、縮小する通常業務は平常時における重要性をもって判断するのではなく、区民の生活の維持等に係る重要度をもって判断する。
- 優先度の高い継続する通常業務は、災害応急対策業務に影響を与えない範囲で、順次再開する。
- 非常時優先業務に必要となる人員及び資機材の配分は、全庁横断的に行い、不足する人的・物的資源は、公共的団体及び区民等の外部からの支援により確保する。

2 参集可能人数

(1) 算定の考え方

算定の考え方として、東京都が示している参集人員試算の考え方等を参考に、職員の居住地から参集拠点までの移動に要する距離から移動時間を算出し、発災からの経過時間毎に参集人数を算定した。なお、算定に当たっては以下の参集条件を設定し、職員向けの参集アンケート調査を実施し、状況を把握した。

【①発災タイミング】

- ・夜間・休日等の発災(自宅から参集)

【②参集方法・速度】

- ・参集に当たっては、原則として徒歩または自転車による移動を基本とするが、最も早く到着可能な手段により参集するものとする
- ・出立準備時間として30分程度を要するものとする
- ・夜間の停電による視界不良や混乱状況、路上障害物等の回避、休憩等を考慮し、徒歩による参集時の移動速度は最大2km/hとし、最大移動可能時間は10時間を目途とする
- ・同様に自転車による参集時の移動速度は最大6km/hとする
- ・距離及び参集手段により、最大移動可能時間を超過する場合は72時間以降に順次参集として整理

【③参集困難】

- ・混乱により72時間以内における参集対象者の20%は参集困難(72時間以降に順次参集)
- ・家族の被災等により、各時間帯における参集対象者の10%は参集困難(2週間以降に順次参集)
- ・1ヶ月経過時点でも2%の職員が参集できないものと想定

[参考:これまでの区BCP(震災編)の職員参集の考え方]

区であらかじめ定めている参集に係る規定を踏まえ、全職員の住所データと参集先の位置データを基に、徒歩による参集(移動速度3km/h)として時間別参集人数を算定している。

(2) 算定結果(調査回答結果に基づく全庁職員の試算)

職員参集体制については職員参集調査の回答により時間経過における参集率を算定し、職員数と掛け合わせることで各部の参集職員数を試算している。

図表 4 全庁及び部署等別にみた時間毎の参集可能職員数

所 属	合計	参集人数(時間経過ごとの累計値)							
		1時間	3時間	6時間	24時間	3日	1週間	2週間	1ヶ月
参集可能職員数	2,610	262	910	1,282	1,516	1,823	2,351	2,519	2,550
参集率(%)	100%	10.0%	34.9%	49.1%	58.1%	69.8%	90.1%	96.5%	97.7%
政策経営部	65	6	18	28	35	45	58	61	64
総務部	135	14	46	67	78	95	122	132	133
地域振興部	75	6	22	33	41	50	67	69	70
区民部	276	19	81	117	151	192	248	265	269
福祉部	102	8	32	46	57	71	92	98	100
障害福祉部	57	6	20	25	29	40	51	55	56
生活支援部	203	22	66	94	118	142	183	194	199
健康部(保健所)	199	10	46	84	106	140	179	191	195
子ども未来部	749	117	359	439	483	526	676	730	734
環境清掃部	180	6	34	82	95	126	162	173	176
都市整備部	90	6	22	39	50	63	81	87	87
土木部	130	9	43	56	73	90	118	126	127
会計管理室	16	0	3	5	8	11	14	15	15
教育委員会事務局	302	31	111	153	176	210	271	292	294
選挙管理委員会事務局	11	2	3	6	7	8	10	11	11
監査事務局	5	0	1	1	1	3	5	5	5
区議会事務局	15	0	3	7	8	11	14	15	15

※1 参集人数に再任用者は含むが、会計年度任用職員は含まない。

※2 職員数は令和5年4月1日時点の数値。ただし、派遣職員等を除いた2,610名を対象として算定した。

※3 各部の参集人数は小数点以下第一位を四捨五入し計算しているため、各値の合計値が参集可能職員数と異なる可能性がある点に留意する。

図表 5 (参考)従前の計画の参集可能職員数

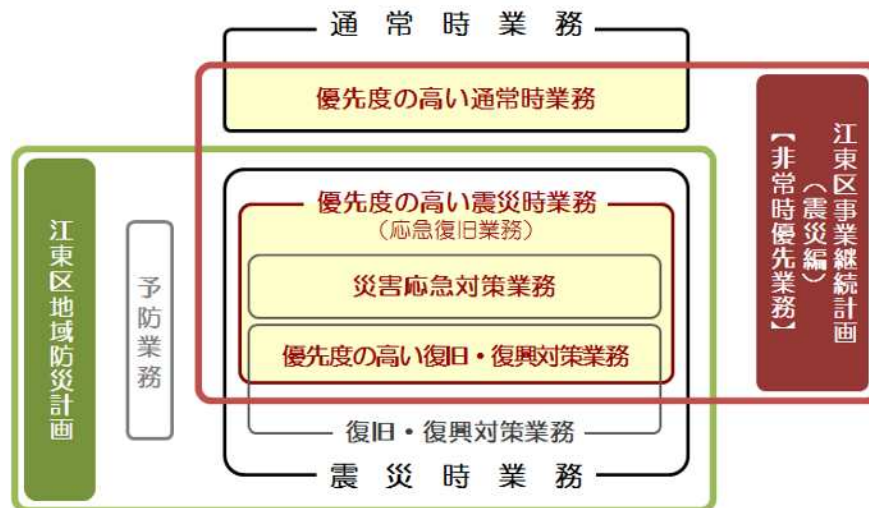
項 目	合計	参集人数(時間経過ごとに累計)					
		1時間	3時間	6時間	24時間	3日	1週間
参集人数	3,027	588	1,371	1,959	2,448	2,958	3,023
参集率(%)	100.0%	19.4%	45.3%	64.7%	80.9%	97.7%	99.9%

3 非常時優先業務

(1) 非常時優先業務

大規模地震発生時に、区が対象とする非常時優先業務とは、災害時であっても継続又は早期復旧・開始の必要がある業務として、「優先度の高い通常時業務」と「優先度の高い震災時業務(以下「応急復旧業務」という。)」に区分される。なお、応急復旧業務は、区地域防災計画で取り扱う業務のうち、全ての「災害応急対策業務」と早期に開始が求められる「優先度の高い復旧・復興対策業務」を範囲としている。

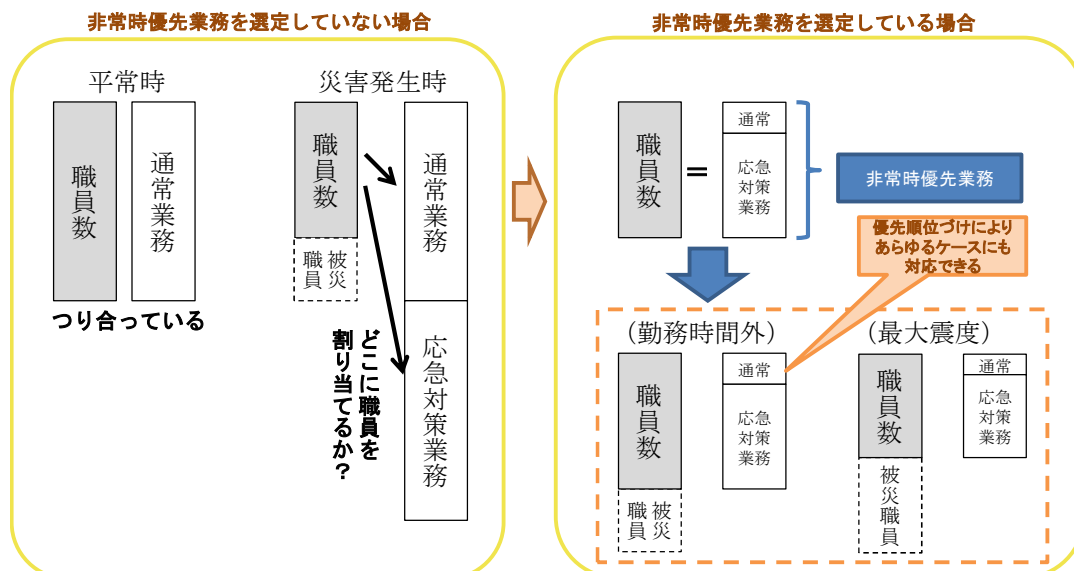
図表 6 地域防災計画・事業継続計画・各業務の範囲



(2) 非常時優先業務設定の必要性

平常時においては業務量に必要な職員数を確保しているため、この2つは均衡している。一方、災害発生時においては、通常業務に加えて応急対策業務が追加され必要な業務量は大幅に増大するが、職員数は被災する者もいるため、平常時よりも少なくなり、業務量と職員数の均衡は大きく崩れることが想定される。このため、停止してもよい業務を明確にし、限られた職員で必要な業務(非常時優先業務)を着実に執行することが必要となる。

図表 7 平常時及び災害発生時における業務量と職員数の比較



(3) 非常時優先業務の選定基準

区全体共通の非常時優先業務の選定基準を定める。発災後の時間区分によって業務は変化するため、事業継続計画の対象期間である1か月を6フェーズに分け、選定基準を設定する。

図表 8 フェーズに応じた非常時優先業務の選定基準

時間区分	非常時優先業務の選定基準
フェーズ1 (～3時間)	<p>【中心業務は「区民の生命・財産を確保」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地震から区民を守る(倒壊や火災等からの避難誘導) ○初動体制を確立する ○避難所を開設する ○被災状況等を把握する ○早期に再開すべき通常業務(施設管理、公印管理等)を再開 ○医療救護体制の構築 ○災害対策本部の設置
フェーズ2 (～24時間)	<p>【中心業務は「応急活動の開始」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難生活支援を開始する ○道路等の啓開活動と各種活動拠点の立ち上げ準備を行う ○重大な行事の延期調整の手続きを行う ○医療救護活動の実施 ○災害対策本部体制及び受援体制の確立 ○遺体取扱い業務の実施 ○輸送体制・給水態勢の構築 ○備蓄物資等を提供する
フェーズ3 (～72時間)	<p>【中心業務は「被災者への支援を拡充」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所での生活に最小限必要なものを確保する ○備蓄物資等を提供する ○重要施設への燃料を確保する ○災害廃棄物処理体制の構築 ○業務システム等復旧作業 ○給水活動の実施
フェーズ4 (～1週間)	<p>【中心業務は「被災者の健康と生活の確保」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所での生活を支援する ○必要な物資を調達する
フェーズ5 (～2週間)	<p>【中心業務は「被災者の生活の質を向上」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○避難所での活動支援等により被災者の生活の質を向上 ○被災者の心のケアや居住環境を整える ○本格化する区外からの支援に対応する ○住家の被害認定調査の実施 ○生活再建等に必要となる窓口業務等の再開(特にまちの復旧に不可欠なものを優先) ○教育再開に係る業務の検討 ○応急仮設住宅(公営住宅・民間賃貸住宅)の確保
フェーズ6 (～1カ月)	<p>【中心業務は「生活の本格再建」】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○罹災証明書の交付を開始する ○応急仮設住宅(建設型)を着工する ○復興に向けた取り組みに着手する ○通常業務を段階的に再開する(生活再建や復旧に必要なものを優先)

(4) 非常時優先業務数

各部での見直し作業を経て整理された非常時優先業務数は次のとおりである。

図表 9 時間別非常時優先業務数

業務開始目標時間	通常時業務	震災時業務
発生から3時間まで	19	76
3時間から24時間まで	6	62
24時間から72時間まで	9	46
72時間から7日まで	7	40
8日から14日まで	10	17
15日から1か月まで	18	16
合計(総業務数)	69	257

図表 10 (参考)従前の計画の時間別非常時優先業務数

業務開始目標時間	通常時業務	震災時業務
発災直後	21	57
1時間以内	5	36
3時間以内	8	41
6時間以内	3	12
12時間以内	3	7
24時間以内	11	15
48時間以内	1	27
72時間以内	23	27
1週間以内	53	31
2週間以内	59	18
1ヶ月以内	95	18
直後～1ヶ月以内の合計 (非常時優先業務数)	282	289

(5) 非常時優先業務必要人数

これまでの計画には、非常時優先業務の実施に必要な人員規模(小・中・大)の設定はあったものの、その具体的な数字が未設定であったため、今回新たに設定をしている。その手法としては、当該業務における人工(≒発生業務量)の考え方を採用しており、職員一人が通常の勤務時間内(約8時間)で実施可能な業務量を「1」として、それが各フェーズの1日においてどれだけ発生するのかを設定した。

そのため、発災初期における「発生から3時間まで」については、単純な必要人数とは一致しない点に注意する。

[参考:人工の考え方]

1人が1日(約8時間)に遂行できる業務量を「1」とすることを基本として、その業務にどれだけの業務量を充当する必要があるかといった考え方。算定式は以下ようになるが、「発生から3時間まで」のフェーズのみ業務遂行時間の上限が3時間となるため、1人が遂行できる業務量の上限が「0.4」となる点に留意する。

算定式 人数×時間÷1日の通常勤務時間 ※小数点以下第二位を四捨五入として算定する。

[例]

・1人で1時間行う業務 → $1 \times 1 \div 8 = 0.1$

・1人で3時間行う業務 → $1 \times 3 \div 8 = 0.4$

上記の考え方で整理した人工をもとに発災時に想定される非常時優先業務において必要となる部別時間別必要人数を推計したものは次のとおりである。

図表 11 部別時間別非常時優先業務必要人数

部 名	発生から 3時間まで	3時間から 24時間まで	24時間から7 2時間まで	72時間から 7日まで	8日から 14日まで	15日から 1か月まで
政策経営部	25.8	52.8	54.5	58.8	35.5	42.2
総務部	58.0	62.8	62.8	84.3	114.7	99.7
危機管理室	31.0	31.7	32.3	27.8	17.4	16.9
地域振興部	2.5	1.0	5.0	9.0	11.0	21.0
区民部	40.5	26.5	64.9	82.8	123.8	121.5
福祉部	4.5	6.8	19.2	23.2	22.8	23.8
障害福祉部	8.0	13.7	5.6	5.6	16.0	16.0
生活支援部	6.0	8.5	7.0	26.5	15.0	18.1
健康部(保健所)	32.3	113.6	176.0	133.3	120.0	101.9
こども未来部	747.5	748.0	748.0	640.0	640.0	687.0
環境清掃部	17.0	161.0	168.0	168.0	168.0	168.0
都市整備部	62.5	74.2	21.0	56.3	68.1	76.9
土木部	31.5	100.7	359.4	65.0	54.0	53.0
会計管理室	0.0	0.0	3.0	6.3	6.3	8.1
教育委員会事務局	137.5	76.0	85.0	26.0	32.0	69.0
選挙管理委員会事務局	2.0	1.8	0.0	2.8	0.0	0.0
監査事務局	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
区議会事務局	2.5	4.0	7.3	9.3	9.3	9.3
避難所運営等	340.0	612.0	510.0	612.0	612.0	136.0
福祉部・障害福祉部共同	8.0	20.4	102.2	128.6	112.0	104.2
合 計	1,557.0	2,115.5	2,431.2	2,165.6	2,177.9	1,772.6

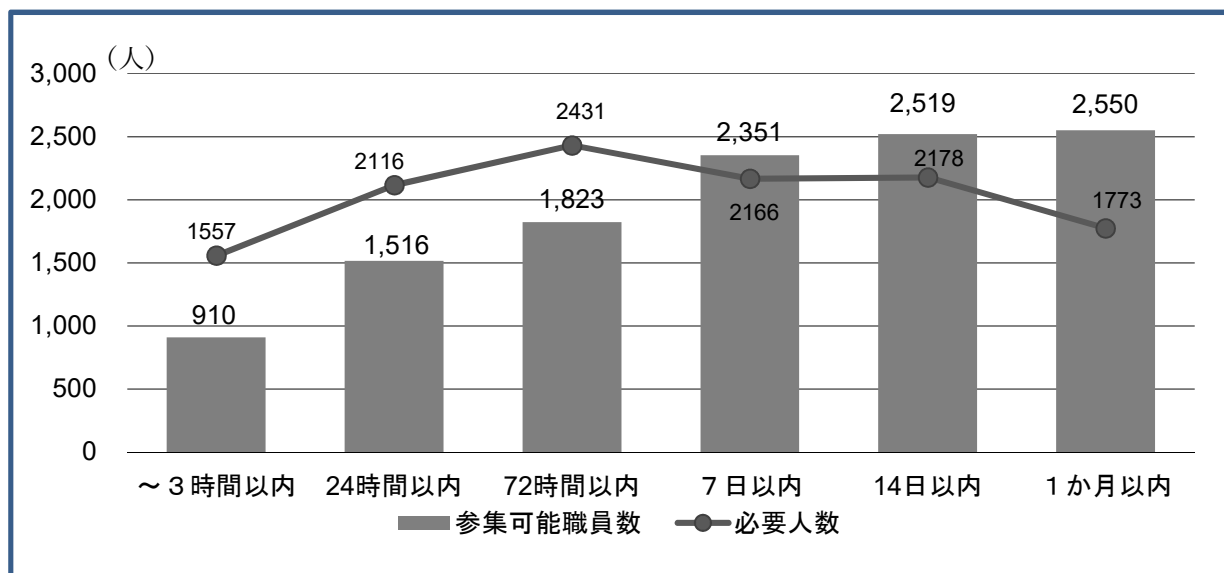
※1 「避難所運営等」については、災害情報連絡員、避難所配置職員の業務に必要な人数を算定。

※2 「福祉部・障害福祉部共同」については両部が合同で実施する業務の必要な人数を算定。

※3 「発生から3時間まで」において、各部の必要人数は小数点以下第二位を四捨五入し計算しているため、各値の合計値が合計欄と一致しない可能性がある点に留意する。

災害時における参集可能職員数と時間別必要人数をそれぞれより厳しい条件で推計したものを比較すると、次のとおりである。発災から72時間までのフェーズでは、非常時優先業務における必要な人数が、参集可能職員数を大幅に上回っている。7日までのフェーズ以降では必要人数に対して参集可能職員数は上回っている。

図表 12 参集可能職員数と必要人数の比較



4 事業継続に必要な各種環境・資源の確保

(1) 対象とする項目(環境・資源)

非常時優先業務を遂行する上での課題は、態勢や執務環境、情報システム、組織全体の対応力の確保などの区本部運営に係る「全般事項に係る課題」と、各部が業務を遂行するための要領や必要な資源、各部での専門的な対応能力の確保などの「個別事項に係る課題」とに大別できる。

今回の改定では、これまでの計画の総点検を行うことで、事業継続に必要な各種環境・資源の確保について対象を充実させている。

図表 13 「事業継続に必要な各種環境・資源の確保」の構成(対象項目)

大項目	小項目	
	改定計画	従前計画
全般事項に係る課題及び対策の方向	1. 態勢 ・本部の運用態勢 ・応援、受援の考え方の確立 2. 執務環境の確保 ・耐震化の実施 ・執務室の安全対策 ・職員用飲料水、食料、 <u>トイレ等の確保</u> ・ <u>消耗品、備品等の確保</u> ・ <u>代替庁舎の選定状況</u> ・ <u>車両の管理</u> ・ <u>燃料等の管理</u> ・電力の確保 3. 通信・情報システム ・ <u>通信機能の確保</u> ・情報システム機能の確保 4. 組織的な災害対応能力 ・教育、訓練の計画、実施	1. 態勢 ・本部の運用態勢 ・応援、受援の考え方の確立 2. 執務環境 ・耐震化の実施 ・執務室の安全対策 ・電力の確保 ・飲料水、食料等の確保 3. 情報システム ・情報システム機能の確保 4. 組織的な災害対応能力 ・教育、訓練の計画、実施
個別事項に係る課題及び対策の方向	1. 資源の確保 ・業務遂行に必要な資源の確保 2. 災害対応の実効力 ・災害対応マニュアルの充実 ・業務遂行能力の習得	1. 資源の確保 ・業務遂行に必要な資源の確保 2. 災害対応の実効力 ・災害対応マニュアルの充実 ・業務遂行能力の習得

※ 改定計画では下線のあるものを新規追加

(2) 対策を「事前対策」と「発災時の対応」に分けて整理

これまでの計画では、それぞれの環境・資源の現状と課題を整理し、今後の対策を「対策の方向」としてまとめている。今回の改定では、今後の対策だけではなく、現状において発災時に取り得る対応策も整理し、それぞれ「事前対策」「発災時の対応」と分けて整理した。ただし、庁舎の耐震化など、発災時には対応のしようのないものは「発災時の対応」の記載はない。

(3) 新たな課題と対応方針

事業継続の観点からこれまでの計画を総点検し、現状や課題を把握する中で、以下の項目について早期に対応を検討する必要がある。

1 震災時業務の活動スペース(代替庁舎等)の検討

発災時には、震災時特有の業務が大量に発生する可能性がある。また、従来の各部の執務スペースも被災によって利用不可となる可能性が想定される。そのため、平常時から各部の執務スペースの被災を極力減らすように準備するとともに、執務スペースが使用不可ないし不足した場合の代替執務スペースの把握・検討を行っておく必要がある。

2 職員用飲料水、食料、トイレの検討

現時点では食料が9食分あるのみであり、飲料水は受水槽の水を活用する想定、トイレは職員用の備蓄を行っていない状態である。そのため災害時に業務を継続するための人的資源となる職員の当面の生活に必要な備蓄については、早急に備蓄の在り方や対応策を検討する必要がある。

3 電力確保策、情報システムの早期復旧

電力については、非常用電源設備や非常用発電機を備えているものの、滞りのない事業継続を行うためには、より多くの電力供給機能を確保しておく必要がある。そのため、非常用発電以外にも、平常時から国、都、電力会社等の取り組みを注視するとともに、協定締結団体等との協力体制を構築する必要がある。

また、情報システム機能について、停電が発生し、本区で導入されているシンクライアントシステムのサーバへの商用電力の供給が遮断された場合には、商用電源復帰後に実施するシステム復旧作業が完了するまで、多くの職員が使用するPC端末が利用不可となる想定である。そのような状況下での対策案をあらかじめ検討しておく必要がある。

4 他団体からの人的資源の活用と応援・受援体制の構築

今回の改定では非常時優先業務の見直しを行うことでその業務数の縮小を行うことができた。一方で、各非常時優先業務の必要な人員については、これまで明確にしていなかったものを今回の改定で算定をすることとしたが、夜間休日に発災した場合は、発災後三日間について人的資源が不足する見込みである。そのため、他自治体応援や協力会社の応援などの人材確保を引き続き全庁的に検討していく必要がある。

5 継続的な事業継続管理の必要性

今回の改定では、各部課の職員が自身の部署の役割について、自ら考え手を動かしてもらうことで、災害時に実施すべき内容を意識してもらうことを狙いの一つとしている。

一方で、これまでの事業継続管理のサイクルを続けてきたところではあるが、非常時優先業務や業務体制の検討が充分でないケースが見受けられた。そのため今回の改定を契機として、各部課の事業継続管理について、分掌事項や事業継続計画上の非常時優先業務に基づく検討や所属内の体制検討を中心とする課題目標を設定し、様々なケースを想定したマニュアルの策定や訓練の実施により、災害対策の実効性を高めていくことが重要になる。